

高齢者社会活動等参加ポイント事業

高齢者の社会参加や健康維持活動等の促進を
目的としたポイント制度に参加しませんか！

◆事業内容

高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを差し上げることにより、高齢者の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業

◆対象者 本町に住所を有する65歳以上の方

◆対象期間 (ポイント付与期間) 毎年1/1～12/31

◆参加方法

- ・『団体登録』での参加…団体の登録申請により承認を受け、まとめて団員の参加登録をして「ポイントカード」を受け取り、活動に参加。(毎年、自動更新されます。)
- ・『個人』での参加…申請により「ポイントカード」を受け取り、活動に参加。(毎年、申請手続きが必要となります。)

◆ポイントカードの取扱い

- ・紛失、破損した場合は、カードの再発行をしますが、それまでのポイント付与はしません。
- ・カードを忘れた場合の活動へのポイント付与はしません。(但し例外として、がん検診など町外機関で受診した検診や防犯パトロールについては、後日付与します。)

◆ポイントの交換

- ・小平町奥様シール会商品券への交換は、年内一人につき100ポイント(5,000円)を上限とし、10ポイント(500円)から交換可能です。(交換期限は、翌年1月末まで、交換は一度限りです。)
- ・交換できなかったポイントの翌年への繰越はできません。
- ・交換する時点で、町税等に滞納がある場合は商品券への交換はしません。

※「参加申請・ポイントの交換窓口」…役場保健福祉課又は各支所です。

◆ポイントの付与

- ・1日最大4ポイントかつ2活動まで
- ・年間100ポイントまで
- ・活動の種類により、1ポイントから4ポイントまで付与



<具体例>

1ポイント	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブ活動…例会・スポーツ活動…ミニバレー、P G、ゲートボール、ソフトテニス、健康福祉センター・海洋センターでのウォーキング(各センターでのウォーキング実施期間は12月～3月)・各種サークル活動・からだ元気アップ教室、げんきアップ体操教室、かんたん・らくらく介護予防教室・あじさい・虹の会・群来の会への参加者(会員以外の方)
-------	--

※上記は1時間以上の活動が対象です。
2時間や3時間活動しても2ポイントや3ポイントにはなりません。

2ポイント	<ul style="list-style-type: none">・がん検診、予防接種、文化祭出展・鑑賞・1時間未満の社会貢献活動・ボランティア活動あじさい・虹の会・群来の会への参加者(会員の方)
-------	---

4ポイント	<ul style="list-style-type: none">・特定健診、文化祭舞台出場・1時間以上の社会貢献活動・ボランティア活動あじさい・虹の会・群来の会への参加者(会員の方)
-------	---

※各活動の実施・活動期間の詳細については、各関係団体にお問い合わせください。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)